

第2章 歩道等

2-1 歩車道の段差

一般部の歩車道の段差は 5cm を標準とする。【解説1】
 ただし、解説2に示すような場合は、0～25cm の範囲で変更できる。【解説2】

【解説1】歩車道の段差

歩道面と車道面の段差は 15cm を標準とすると、車の乗り入れ部や横断歩道部分などで切り下げることにより、波打ち歩道ができてしまうことが多い。波打ち歩道は障がい者や高齢者だけでなく一般の人にとっても通行しにくいものであり、乗り入れ部や横断歩道部で切り下げる必要をなくし、波打ち歩道を解消する観点から段差は 5cm を標準とした。

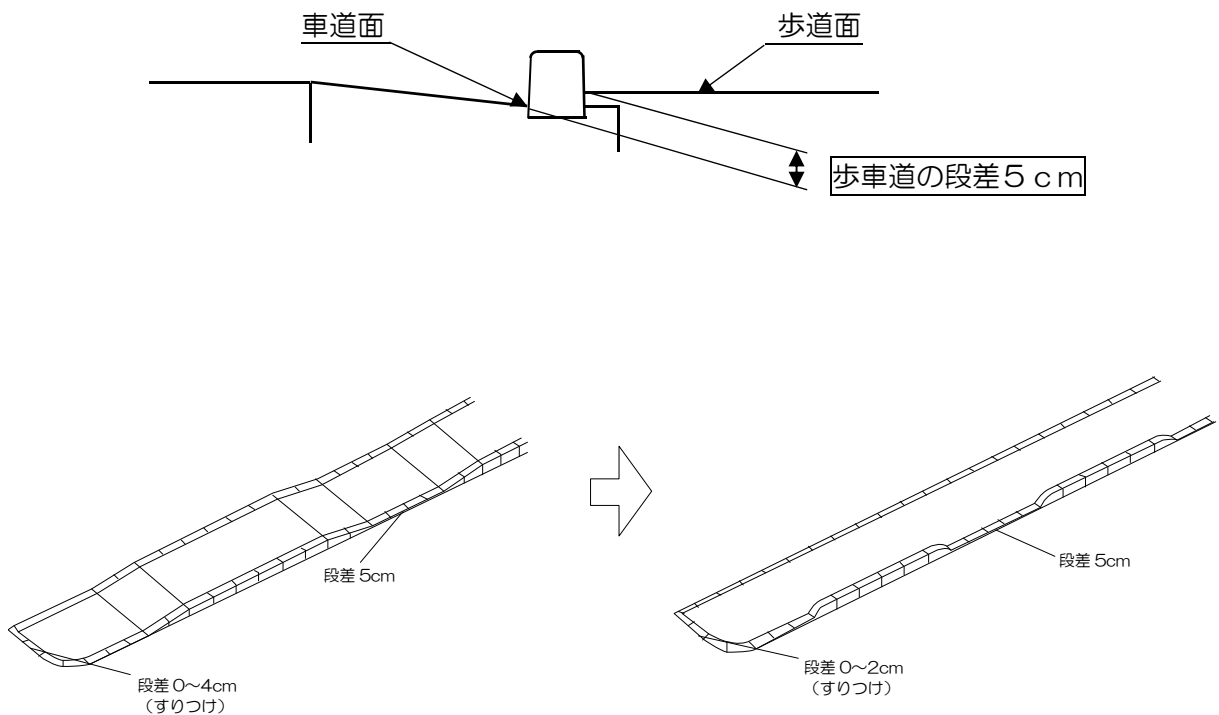


図2-1-1 波打ち歩道⇒平坦歩道への改造

【解説2】歩車道の段差の範囲

周辺土地利用などから既設歩道高さに規制される場合やコミュニティ道路、橋梁、トンネル等構造物での歩道等の場合に歩行者の利便性及び安全性及び経済性等を確保するため、0～25cmの範囲内で設定できることとした。

(1) マウントアップ形式等の既設歩道で、歩道の波打ちが発生していない場合

(2) 交通安全上支障のない地域に密着した道路（コミュニティ道路等）



写真2-1-1 コミュニティ道路 (H=5cm)

(3) 交通量の多い幹線や橋梁・トンネルで交通安全上特に段差を保つ必要がある場合



写真2-1-2 橋梁部 (H=20cm)



写真2-1-3 トンネル部 (H=25cm)